

令和 7 年 業種別労働災害発生状況

(令和7年7月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別	令和 7 年			令和 6 年			対 前 年		業種 割合
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)
全 産 業 合 計	(1) 1	(14) 295	(15) 296		(11) 286	(11) 286	10	3.5	100.0
製 造 業		(1) 60	(1) 60		(2) 51	(2) 51	9	17.6	20.3
食 料 品		19	19		(1) 20	(1) 20	-1	-5.0	6.4
木 材 木 製 品		4	4		5	5	-1	-20.0	1.4
紙 ・ パ ル プ		3	3		(1) 2	(1) 2	1	50.0	1.0
窯 業 ・ 土 石		9	9		3	3	6	200.0	3.0
金 属 ・ 機 械		6	6		10	10	-4	-40.0	2.0
輸 送 用 機 械		(1) 7	(1) 7		3	3	4	133.3	2.4
そ の 他		12	12		8	8	4	50.0	4.1
鉱 業									
土 石 採 取 業					3	3	-3		
建 設 業		(1) 23	(1) 23		25	25	-2	-8.0	7.8
土 木 工 事 業		5	5		5	5			1.7
建 築 工 事 業		(1) 12	(1) 12		11	11	1	9.1	4.1
木 造 建 築 業		2	2		6	6	-4	-66.7	0.7
その他の工事業		4	4		3	3	1	33.3	1.4
道路貨物運送業	(1) 1	(6) 51	(7) 52		(4) 29	(4) 29	23	79.3	17.6
その他の運輸業		(1) 20	(1) 20		(1) 14	(1) 14	6	42.9	6.8
陸上貨物取扱業		2	2		4	4	-2	-50.0	0.7
港 湾 荷 役 業		5	5		7	7	-2	-28.6	1.7
林 業		4	4		1	1	3	300.0	1.4
漁 業									
卸 売 ・ 小 売 業		(1) 21	(1) 21		(1) 31	(1) 31	-10	-32.3	7.1
清 掃 業		12	12		18	18	-6	-33.3	4.1
ゴ ル フ 場		5	5		5	5			1.7
そ の 他 の 事 業		(4) 92	(4) 92		(3) 98	(3) 98	-6	-6.1	31.1

本統計は、労働者死傷病報告書（休業４日以上）により集計したもの。

() 内は交通事故で内数です。

業種別労働災害発生状況（その２）

「その他の事業」の内訳

（令和7年7月末現在）

区分 業種別	令和 7 年			令和 6 年			対 前 年		業種 割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
農 業 業		5	5		5	5			1.7
畜 産 業		22	22		22	22			7.4
理 美 容 業									
その他の商業		4	4		3	3	1	33.3	1.4
金融・広告業		3	3		(1) 3	(1) 3			1.0
映画・演劇業									
通 信 業		(4) 7	(4) 7		(1) 6	(1) 6	1	16.7	2.4
教育・研究業		1	1		1	1			0.3
保健・衛生業		37	37		38	38	-1	-2.6	12.5
飲 食 店		4	4		(1) 8	(1) 8	-4	-50.0	1.4
その他接客娯楽業 （ゴルフ場を除く）		4	4		7	7	-3	-42.9	1.4
上記以外の事業		5	5		5	5			1.7
合 計		(4) 92	(4) 92		(3) 98	(3) 98	-6	-6.1	31.1

本統計は、労働者死傷病報告書（休業４日以上）により集計したもの。

（ ）内は交通事故で内数です。

令和7年 死亡災害発生状況

(令和7年7月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	6	10時台	運送業	~20人	交通(道路)事故	トラック	被災者は、札幌市内から苫小牧市内へ向けて大型トレーラー(最大積載量20トン)による古紙運搬業務中、右カーブにおいて左側の路外に逸脱して横転したもの。 被災者は、運転席の外部へ投げ出され、車体の下敷きとなって死亡した。

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	27	28	29	30	令元	2	3	4	5	6	合計
死亡件数	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	5 (1)	4 (1)	1 (1)	47 (7)

死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数



1 年次有給休暇の取得促進について

夏休み期間に入りました。

長期休暇を取得して心身ともにリフレッシュしましょう。

また、自身のワークライフバランスを見直すきっかけにしましょう。



2 熱中症対策の強化について

職場における熱中症対策が義務化され、令和7年6月1日から施行されました。

具体的には、熱中症を生ずるおそれのある作業(WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業)を対象に、発症時の連絡体制の整備、処置に繋げるための手順作成、定めたルールの関係者への周知が必要となります。



3 STOP! 熱中症クールワークキャンペーンについて

5月1日から9月30日までの期間において、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開しております。

暑熱順化への対応、冷房設備や休憩場所の整備、透湿性及び通気性の良い服や保護帽を着用する等の対策に取り組みましょう。



各詳細については、右のQRコードからリンク先の資料等をご確認ください。